

# 知立市(火災時)の支援事業の一覧

火災によって被害にあわれた場合には、主に次のような制度があります。

被害の程度などにより、ご利用いただけない場合もありますので、詳しい条件等は各担当部署までお問い合わせください。

開庁時間：月曜日～金曜日 8時30分から17時15分（土曜日・日曜日、祝日及び年末年始は除く）

## ●知立消防署（知立市弘法二丁目1番地5）が窓口の支援制度

担当部署	支援制度項目	支援内容	担当係名・直通電話 (市外局番0566)
知立消防署	り災証明書の発行	り災証明書の発行	予防係 代表電話：81-0119

## ●市役所 1階が窓口の支援制度

担当部署	支援制度項目	支援内容	担当係名・直通電話 (市外局番0566)
税務課 (4番窓口)	被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例	申請不要(税務課にて対象物件を調査するため、申請は不要)	資産税係 直通：95-0148
	被災家屋にかかる固定資産税の減免	被害を受けた固定資産に課する固定資産税のうち、当該災害後に到来する納付額を被害の程度に応じ減免をする。	
	災害に伴う、市税の徴収猶予及びそれに伴う延滞金の減免	1年以内の期間に限り徴収を猶予する。徴収猶予期間中の延滞金の全額減免。	徴収係 直通：95-0117
	市県民税の減免	災害にて死亡、障害者となった場合や住宅（要件あり）又は家財について3割以上の損害金額が発生した場合に、個人住民税の減免（一部所得制限と限度額あり）を行う	市民税係 直通：95-0116
福祉課 (5番窓口)	災害見舞金の支給 ※ただし、災害救助法による救助または国の災害弔慰金を受けた場合を除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯に属する者の死亡：10万円</li> <li>入院加療期間が1週間以上の負傷：1万5000円～3万円</li> <li>住居・家財の損害：1万円～6万円</li> </ul>	保護援護係 直通：95-0149
	毛布等の災害救援物資	<p>【市災害見舞金の支給に該当した場合のみ対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毛布（10月から5月）又はタオルケット（6月から9月）：1人1枚（全焼火災の場合は1人2枚）ただし、死亡者が出た場合は世帯構成員から死亡者分を除いて支給。</li> <li>緊急セット：1世帯1個</li> <li>災害弔慰金：死亡者1人につき1万円</li> </ul>	障がい福祉係 直通：95-0118
	障害福祉サービス等利用者の負担額減額	市が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた場合、障害福祉サービス等利用者の負担額を減額する	
市民課 (1番窓口)	住民票の写し等の発行	住民票の写し等の手数料の減免 ※ただし、使用目的が公費の救助を受けるため等に限る。	戸籍住民係 直通：95-0152
長寿介護課 (6番窓口)	介護保険利用者の負担額減額	住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、サービス利用料を減額する	介護保険係 直通：95-0122
	介護保険料の減免	住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、保険料を減免する	

●市役所 1 階が窓口の支援制度

担当部署	支援制度項目	支援内容	担当係名・直通電話 (市外局番0566)
国保医療課 (2番窓口)	後期高齢者医療制度保険料の減免	住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、保険料を減免する	医療係 直通：95-0151
	後期高齢者医療制度一部負担金の減免	住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、一部負担金を免除する	
	国民健康保険税の減免	生計維持者が死亡、若しくは障害者となったとき、及び住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、保険税を減免する	国保年金係 直通：95-0123
	国民健康保険一部負担金の減免	生計維持者が死亡、若しくは障害者となったとき、及び住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、一部負担金を減免する	
	国民年金保険料の免除	住宅、家財その他の財産につき被害額が、その価格の概ね 1/2以上の損害を受けたとき免除する	

●市役所 2 階が窓口の支援制度

担当部署	支援制度項目	支援内容	担当係名・直通電話 (市外局番0566)
子ども課 (13番窓口)	保育料の減免	保育料の全部または一部を減免	保育係 直通：95-0121
	児童クラブの利用料減免	児童クラブの利用料減免	児童家庭係 直通：95-0120
環境課 (7番窓口)	ごみ処理の相談	火災により、被害を受けられた住宅のごみ処理(り災物件)についての相談	ごみ減量係 直通：95-0126

●市役所 4 階が窓口の支援制度

担当部署	支援制度項目	支援内容	担当係名・直通電話 (市外局番0566)
建築課 (20番窓口)	市営住宅への入居	市営住宅への一時入居、特定入居、家賃減免又は徴収猶予	施設管理係 直通：95-0156